

(別添1)

1. 保安功労者・区分（イ）

保安に関する功績の内容	評点	10点	7点	4点	0点
1) 保安管理に係る実績		①及び②を満たすこと。 ①火薬類の保安管理に係る基準、指針等の作成、普及又は啓発のための活動を組織的に通算で5回又は直近3年間で平均1回／年以上行っており、業界全体の保安の向上に努めている。 ②事故対策又は自然災害対策等の保安活動を組織的に実施している。	①及び②を満たすこと。 ①火薬類の保安管理に係る基準、指針等の作成、普及又は啓発のための活動を組織的に通算で3回又は直近3年間で1回以上行っており、業界全体の保安の向上に努めている。 ②事故対策又は自然災害対策等の保安活動を組織的に実施している。	①及び②を満たすこと。 ①火薬類の保安管理に係る基準、指針等の作成、普及又は啓発のための活動を行っており、業界全体の保安の向上に努めている。 ②事故対策又は自然災害対策等の保安活動を組織的に実施している。	保安管理に係る保安活動について、特段の実績がない。
2) 保安教育に係る実績		①又は②を満たすこと。 ①保安関係者等に対する講習、現地指導を組織的に通算で10回又は直近3年間で平均2回／年以上実施している。 ②広報による保安活動を全国規模で組織的に実施している。	①又は②を満たすこと。 ①保安関係者等に対する講習、現地指導を組織的に通算で5回又は直近3年間で平均1回／年以上実施している。 ②広報による保安活動を都道府県規模で組織的に実施している。	①又は②を満たすこと。 ①保安関係者等に対する講習、現地指導を組織的に実施している。 ②広報による保安活動を市町村規模で組織的に実施している。	保安教育活動について、特段の実績がない。
3) 保安行政への協力に係る実績		①から④までのいずれかを満たすこと。 ①行政機関又は保安団体の火薬類の保安に関する審議会等の委員として、通算で5回又は直近3年間で平均1回／年以上参加している。 ②保安関係者等に対する研修会、講習会等の講師として、通算で10回又は直近3年間で平均2回／年以上参加している。 ③行政機関の火薬類の保安に関する調査研究等を10年間以上実施したことがある。 ④保安団体の役員を5年間以上経験している。	①から④までのいずれかを満たすこと。 ①行政機関又は保安団体の火薬類の保安に関する審議会等の委員として、通算で3回又は直近3年間で1回以上参加している。 ②保安関係者等に対する研修会、講習会等の講師として、通算で5回又は直近3年間で平均1回／年以上参加している。 ③行政機関の火薬類の保安に関する調査研究等を5年間以上実施したことがある。 ④保安団体の役員を3年間以上経験している。	①から④までのいずれかを満たすこと。 ①行政機関又は保安団体の火薬類の保安に関する審議会等の委員として、参加したことがある。 ②保安関係者等に対する研修会、講習会等の講師として、参加している。 ③行政機関の火薬類の保安に関する調査研究等を1年間以上実施したことがある。 ④保安団体の役員を1年間以上経験している。	保安行政への協力について、特段の実績がない。

(別添2)

1. 保安功労者・区分(ロ)

保安に関する功績の内容	評点	10点	7点	4点	0点
1) 火薬類の学識経験に関する実績		火薬類に関する研究に、20年間以上携わっている。	火薬類に関する研究に、10年間以上携わっている。	火薬類に関する研究に、5年間以上携わっている。	火薬類の学識経験に関して、特段の実績がない。
2) 火薬類の保安技術に関する実績		①及び②の合計数が20以上であること。 ①火薬類の保安技術に関する論文の発表回数 ②火薬類の保安に関する特許又は実用新案の発明件数	①及び②の合計数が10以上であること。 ①火薬類の保安技術に関する論文の発表回数 ②火薬類の保安に関する特許又は実用新案の発明件数	①又は②を満たすこと。 ①火薬類の保安技術に関する論文を発表したことがある。 ②火薬類の保安に関する特許又は実用新案を発明したことがある。	火薬類の保安技術に関して、特段の実績がない。
3) 保安行政への協力に係る実績		①から③までのいずれかを満たすこと。 ①行政機関又は保安団体の火薬類の保安に関する審議会等の委員として、通算で5回又は直近3年間で平均1回/年以上参加している。 ②保安関係者等に対する研修会、講習会等の講師として、通算で10回又は直近3年間で平均2回/年以上参加している。 ③行政機関の火薬類の保安に関する調査研究等を10年間以上実施したことがある。	①から③までのいずれかを満たすこと。 ①行政機関又は保安団体の火薬類の保安に関する審議会等の委員として、通算で3回又は直近3年間で1回以上参加している。 ②保安関係者等に対する研修会、講習会等の講師として、通算で5回又は直近3年間で平均1回/年以上参加している。 ③行政機関の火薬類の保安に関する調査研究等を5年間以上実施したことがある。	①から③までのいずれかを満たすこと。 ①行政機関又は保安団体の火薬類の保安に関する審議会等の委員として、参加したことがある。 ②保安関係者等に対する研修会、講習会等の講師として、参加している。 ③行政機関の火薬類の保安に関する調査研究等を1年間以上実施したことがある。	保安行政への協力について、特段の実績がない。

(別添3)

1. 保安功労者・区分 (ハ)

保安に関する功績の内容	評 点	10点	7点	4点	0点
1) 保安管理に係る実績		①及び②を満たすこと。 ①保安管理に係る規程類について、細則を設ける等の内容が優れており、これが遵守されている。 ②各部門の業務、責任権限及び指揮命令系統を明確に定めるとともに連絡体制の周知が図られ、かつ、必要な保安要員を適切に配置する等の他の事業所と比較して特に優れた保安管理体制である。	①及び②を満たすこと。 ①保安管理に係る規程類の内容が充実している。 ②各部門の業務、責任権限及び指揮命令系統を明確に定めるとともに連絡体制の周知が図られ、かつ、保安要員の数が適当である等の保安管理体制が確立されている。	①及び②を満たすこと。 ①保安管理に係る規程類について整備されている。 ②指揮命令系統を明確に定めるとともに連絡体制の周知が図られており、保安要員の数が適当である。	保安管理について、特段の実績がない。
2) 災害防止に係る実績		①又は②を満たすこと。 ①火薬類危害予防週間中に研修会を開催する又は社長表彰を授与する等の従業員の災害防止への意識を積極的に高めている。 ②通算で20回又は直近3年間で平均4回/年以上、現場を視察して保安の確保を促し、保安関係者の保安の確保への意識を高めている。	①又は②を満たすこと。 ①火薬類危害予防週間中であることを従業員に周知を図り、従業員の災害防止への意識を高めている。 ②通算で10回又は直近3年間で平均2回/年以上、現場を視察して保安の確保を促し、保安関係者の保安の確保への意識を高めている。	通算で5回又は直近3年間で平均1回/年以上、現場を視察して保安の確保を促し、保安関係者の保安の確保への意識を高めている。	災害防止について、特段の実績がない。
3) 保安行政への協力に係る実績		①から③までのいずれかを満たすこと。 ①行政機関又は保安団体の火薬類の保安に関する審議会等の委員として、通算で5回又は直近3年間で平均1回/年以上参加している。 ②保安関係者等に対する研修会、講習会等の講師として、通算で10回又は直近3年間で平均2回/年以上参加している。 ③行政機関の火薬類の保安に関する調査研究等を10年間以上実施したことがある。	①から③までのいずれかを満たすこと。 ①行政機関又は保安団体の火薬類の保安に関する審議会等の委員として、通算で3回又は直近3年間で1回以上参加している。 ②保安関係者等に対する研修会、講習会等の講師として、通算で5回又は直近3年間で平均1回/年以上参加している。 ③行政機関の火薬類の保安に関する調査研究等を5年間以上実施したことがある。	①から③までのいずれかを満たすこと。 ①行政機関又は保安団体の火薬類の保安に関する審議会等の委員として、参加したことがある。 ②保安関係者等に対する研修会、講習会等の講師として、参加している。 ③行政機関の火薬類の保安に関する調査研究等を1年間以上実施したことがある。	保安行政への協力について、特段の実績がない。

(別添4)

2. 優良従事者

保安に関する功績の内容	評点	10点	7点	4点	0点
1) 保安管理に係る規程類の遵守に係る実績		①及び②を満たすこと。 ①保安管理に係る規程類について、細則を設ける等の内容が優れており、これが遵守されている。 ②各部門の業務、責任権限及び指揮命令系統を明確に定めるとともに連絡体制の周知が図られ、かつ、必要な保安要員を適切に配置する等の他の事業所と比較して特に優れた保安管理体制である。	①及び②を満たすこと。 ①保安管理に係る規程類の内容が充実している。 ②各部門の業務、責任権限及び指揮命令系統を明確に定めるとともに連絡体制の周知が図られ、かつ、保安要員の数が適当である等の保安管理体制が確立されている。	①及び②を満たすこと。 ①保安管理に係る規程類が整備されている。 ②指揮命令系統を明確に定めるとともに連絡体制の周知が図られており、保安要員の数が適当である。	保安管理に係る規程類の遵守について、特段の実績がない。
2) 保安に係る積極的熱意 a) 保安教育、訓練等		①又は②のいずれかを満たすこと。 ①保安関係者等に対する研修会、講習会等の講師として、通算で10回又は直近3年間で平均2回/年以上参加している。 ②社内の保安教育、保安関係の委員会等を通算で20回又は直近3年間で平均4回/年以上実施しており、かつ、防災訓練を通算で10回又は直近3年間で平均2回/年以上実施している。	①又は②のいずれかを満たすこと。 ①保安関係者等に対する研修会、講習会等の講師として、通算で5回又は直近3年間で平均1回/年以上参加している。 ②社内の保安教育、保安関係の委員会等を通算で10回又は直近3年間で平均2回/年以上実施しており、かつ、防災訓練を通算で5回又は直近3年間で平均1回/年以上実施している。	①又は②のいずれかを満たすこと。 ①保安関係者等に対する研修会、講習会等の講師として、参加している。 ②社内の保安教育、保安関係の委員会等を実施しており、かつ、社内で消火訓練、通報訓練等の基礎的な内容の訓練を実施する他、社外の防災訓練にも参加することがある。	保安に係る積極的熱意について、特段の実績がない。
b) 改善指導等		保安向上に顕著な効果がある改善、考案等の実績が複数あり、社内で採用されるとともに、その後、それが他社にも普及した等の実績がある。	保安向上に効果がある改善、考案等の実績が複数あり、社内で採用されている。	社内で採用された改善、考案等の実績がある。	保安に係る積極的熱意について、特段の実績がない。

(別添5)

3. 優良事業所

保安に関する功績の内容	評点	10点	7点	4点	0点
1) 施設等に係る保安上の措置		保安の向上に顕著な効果がある改善、考案等の実績が複数あり、社内で採用され、他社にも普及した等の実績がある。	保安の向上に効果がある改善、考案等の実績が複数あり、社内で採用されている。	社内で採用された改善、考案等の実績がある。	施設等に係る保安上の措置について、特段の実績がない。
2) 保安管理に係る実績		①及び②を満たすこと。 ①保安管理に係る規程類の整備、充実、保安管理組織の責任、指揮命令系統の明確化、連絡体制の周知等の保安管理が特に優れている。 ②保安関係の委員会、研究会等を通算で10回若しくは直近3年間で平均2回/年以上又は保安担当者のミーティングを通算で50回以上若しくは直近3年間で平均10回/年以上開催し、災害等の未然防止に効果をあげている。	①及び②を満たすこと。 ①保安管理に係る規程類の整備、保安管理組織の責任、指揮命令系統の明確化、連絡体制の周知等の保安管理が優れている。 ②保安関係の委員会、研究会等を通算で5回若しくは直近3年間で平均1回/年以上又は保安担当者のミーティングを通算で25回若しくは直近3年間で平均5回/年以上開催し、成果を得ている。	①及び②を満たすこと。 ①保安管理に係る規程類の整備、保安管理組織の指揮命令系統の明確化、連絡体制の周知等がなされている。 ②保安関係の委員会若しくは研究会又は保安担当者のミーティング等を開催している。	保安管理について、特段の実績がない。
3) 保安教育の実施状況		①及び②を満たすこと。 ①保安関係者等を対象に保安教育を通算で20回又は直近3年間で平均4回/年以上実施している。 ②防災訓練を通算で10回又は直近3年間で平均2回/年以上実施している。	①及び②を満たすこと。 ①保安関係者等を対象に保安教育を通算で10回又は直近3年間で平均2回/年以上実施している。 ②防災訓練を通算で5回又は直近3年間で平均1回/年以上実施している。	保安関係者等を対象に保安教育を実施している。	保安教育及び訓練の実施状況について、特段の実績がない。
4) 保安に係る積極的熱意 免状保有率%= 免状所有者/保安関係者数 x100		①又は②を満たすこと。 ①保安関係者の免状保有率が50%以上である。 ②保安関係者等が行政機関の火薬類の保安に関する審議会等の委員又は保安団体の委員若しくは役員として、通算で5名又は直近3年間で平均2名/年以上任命されている。	①又は②を満たすこと。 ①保安関係者の免状保有率が40%以上である。 ②保安関係者等が行政機関の火薬類の保安に関する審議会等の委員又は保安団体の委員若しくは役員として、通算で3名又は直近3年間で平均1名/年以上任命されている。	①又は②を満たすこと。 ①保安関係者の免状保有率が30%以上である。 ②保安関係者等が行政機関の火薬類の保安に関する審議会等の委員又は保安団体の委員若しくは役員として、任命されたことがある。	保安に係る積極的熱意について、特段の実績がない。